

2022. 3
(通巻第520号)

発行：
一般社団法人
大阪自治体問題研究所
(発行人：中山 徹)
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館5F
TEL 06 (6354) 7220 FAX 06 (6354) 7228
<http://www.oskjichi.or.jp/>
定価200円(消費税含む)
会員は会費に含まれます

おおさかの 住民と自治

岸田政権が進める行政のデジタル化は、 自治体に何をもたらすのか

自治体情報政策研究所 黒田 充

岸田文雄首相は、1月17日の施政方針演説において「新しい資本主義」の実現に向けた成長戦略の第一の柱は「デジタルを活用した地方の活性化」であるとし、「地域の課題解決とともに、地方から全国へと、ポトムアップでの成長を実現」するために、デジタル田園都市国家構想を強力に推進することをあらためて表明しました。

この構想が目指すデジタル化は、菅政権の施策であった国民の個人情報、とりわけ自治体が保有する個人情報——全住民を網羅した正確かつ多種、多様な——を「データ流通」を図るとして、大企業に「儲けのタネ」として提供するための仕組み作りを引き継ぐものです。

2021年5月成立のデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下、「整備法」、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下、「標準化法」)など6つの法を束ねたデジタル改革関連法は、こうした仕組みの根幹をなしており、私たちの生活はもとより、地方自治のあり方そのものに多大な影響を与えるものです。

紙幅の関係から、その内容の全てを論じることはできませんので、2点のみ指

摘します。

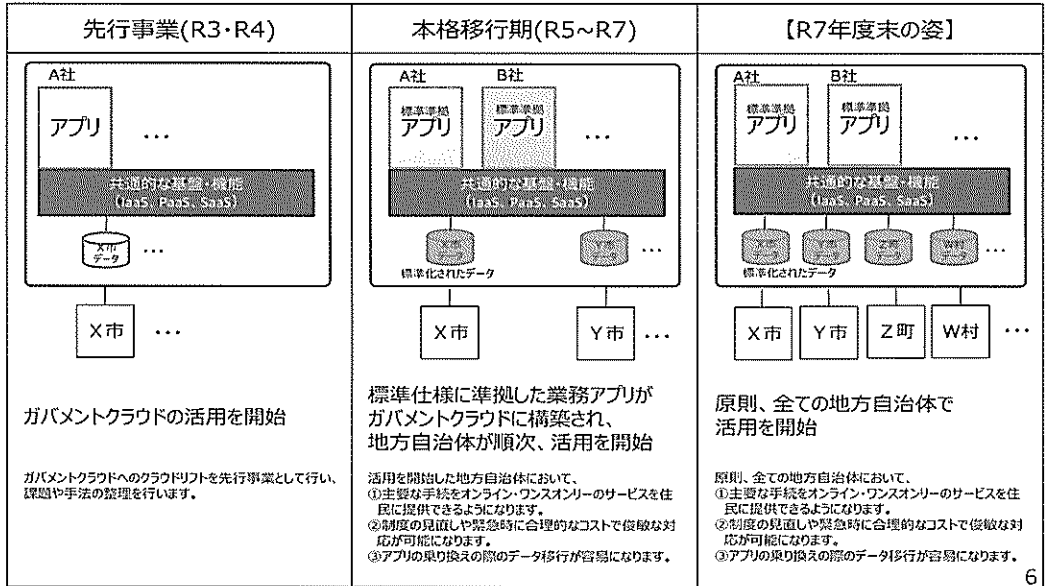
■自治体情報システムの標準化

1つは、「自治体戦略2040構想研究会」の「第二次報告」(2018年7月)の具体化である標準化法についてです。研究会は、少子化と急激な人口減少により高齢者人口がピークを迎える2040年をターゲットに自治体行政の在り方を検討するとして総務省が設けたものです。

第二次報告は、人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要として「自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するため」には、AIなどの「破壊的技術(Disruptive Technologies)」を「積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員(従来の半分の職員の意・引用者)で効率的に事務を処理する体制の構築」、すなわち事務処理にあたって「共通の情報システムを活用して低廉化を図る」スマート自治体への転換が必要であるとし、その実効性の確保のために、標準化に法的拘束力を持たせる必要があると述べていました。

こうした認識に基づき制定された標準化法の対象は、住民記録、戸籍、戸籍の

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール (イメージ)



出典：令和3年6月内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室
「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」

附票、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援にかかわる20の事務です。

自治体は、複数のIT企業がガバメントクラウド（国の行政機関が使用する情報システム）を収めるための共通基盤。民間企業が構築、運営するクラウドシステムを借り上げる）の上で提供する標準化システムの中から、1つを選び利用契約をし、他の自治体と共同で利用するとともに、個人情報も標準化されたデータ形式でガバメントクラウドに保

存されます（図）。自治体の管理下にはないガバメントクラウドに個人情報が標準形式で保存されることは、民間企業等が自治体の持つ個人情報を利用しやすくし、「儲けのタネ」として活用できる道を開くこととなります。

標準化によりサーバ等のハードウェアや、OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自治体自らが整備・管理することは不要となります。また、標準化法は自治体によるカスタマイズは原則不可としており、ITの専門職員もほとんど必要なく、システムの構築や管理を請け負ってきた地元のシステム業者の仕事も激減するでしょう。

標準化とカスタマイズ不可により、自治体の独自施策（保険料等の減免や、福祉給付の上積みや支給範囲の拡大等）は、住民の強い要求であっても、システムが対応していないことを理由に、実現は極めて困難になり、コンピュータに合わせて仕事をすることを自治体に強要することになります。憲法で保障された地方自治がこうして形骸化されるのです。

自治体の個人情報保護制度の一本化

もう1点は、59もの法案を束ねた整備法案に含まれていた個人情報保護関係3

法(個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法)を統合するとともに、自治体の個人情報保護制度の一本化を図る個人情報保護法の改正についてです。

同法のうち、自治体関係の施行は公布日である2021年5月19日から2年以内となっております。各自治体はそれまでに、国の個人情報保護委員会が示すガイドラインに基づき個人情報保護法令の改正などの措置をとる必要があります。条例を定めたときは、その旨及びその内容を同委員会に届け出なければなりません。

改正法は、自治体による独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最低限のものに限り「許容」としており、自治体が、地域の実情や住民の要求に添えて行つて来たいわゆる上乘せ・横出し規定を保護条例に盛り込む余地を狭めるものとなっております。

自治体の中には、情報通信回線を使つて他の行政機関等に個人情報を提供するいわゆる「オンライン結合」に条例で制限をかけているところもあります。しかし、個人情報保護委員会が2021年6月に自治体に示した文書「個人情報保護の規律の考え方」は、条例でオンライン化を制限することは許容されないとして

います。

また、自治体が独自に設けた審議会等への諮問についても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合にのみ可とし、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない」としています。これは情報の外部提供の適否を判断するのは国であつて自治体には、その権限はないという意味です。オンライン結合の制限を許容しないことと相まって、ガバメントクラウド上の個人情報、民間企業等への提供を容易化させるでしょう。

■まず必要なのはデジタル化の実態把握
以上から明らかのように、岸田政権は、自治体が保有する個人情報を「儲けのタネ」として大企業に提供する上で障害となり得る「自治体の独自性」を取り除こうとしているのです。これを逆に見れば、こうした動きにストップをかける上で、自治体の果たす役割は極めて大きいと言えます。

しかし残念ながら自治体のデジタル化

への関心は総じて低く、個人情報活用されることによる危険性についての議論はほとんど見られず、いまだに「漏れたら怖い」に留まっています。デジタル田園都市国家構想が推し進められれば、自治体の持つ個人情報は大企業などによつて合法的に活用され、様々な人権侵害が巻き起こされる可能性が大きいにもかかわらず。

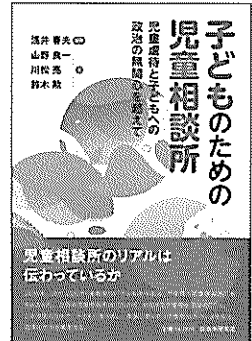
今、求められているのは岸田政権のデジタル化の実態を自治体の現場から具体的に掴むことです。国からどのような指示がきているのか、これに対し首長や職員はどう考えているのか、国の政策に共感し、積極的に受け入れようとしているのか、自治体の形骸化は明らかだが逆らえないとあきらめているのか。補助金や交付金も含め予算は、そして計画はどうなっているのか。改正された個人情報保護法に対し首長や担当者はどう対応しているのか。市役所に入りするシステム業者は標準化により、仕事を失う恐れが大きい、どう対処するのか。こうしたことを具体的に掴まなければ、批判も、対案や対策を示すこともできません。まず知ること、これが最も大事なのではないのでしょうか。

児童相談所のリアルは伝わっているか!

子どものための 児童相談所

児童虐待と子どもへの政治の無関心を超えて

浅井春夫 編著 / 山野良一・川松 亮・鈴木 勲 著



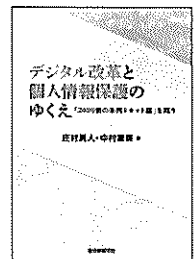
定価 1870 円 (10%税込)

2020年、20万5029件(速報値)の「子ども虐待相談」が全国の児童相談所に持ち込まれた。全国の児童相談所は225か所、対応する児童福祉司は4553人。この現実のなかで、子どもに寄り添い、家族に寄り添う児童相談所のいまを詳細に伝え、政治の子どもへの無関心を超えて改革の方向を追究する。

デジタル化でどうなる個人情報

デジタル改革と 個人情報保護のゆくえ

「2000 個の条例リセット論」を問う



庄村勇人(名城大学法学部教授)・中村重美(世田谷地区労働組合協議会議長) 著 定価 990 円 (10%税込)

デジタル改革関連法の成立により、住民の個人情報は“利活用”する方向が示され、個人情報保護条例は国の法律に合わせて「改正」を強いられ、その監督権限も国に一元化される方向へと動きだした。本書では、地方自治の視点から、デジタル改革関連法における個人情報保護法制の内容を検証するとともに、住民の権利と団体自治を守るための自治体の課題や条例の論点を具体的に考える。

大阪自治体問題研究所 TEL:06-6354-7220 / FAX:06-6354-7228

ふりがな		書名	冊数
お名前		「子どものための児童相談所」 A5判 定価1,870円(税込) 別途送料がかかります。	
お届け先	〒	「デジタル改革と個人情報保護のゆくえ」 A5判 定価990円(税込) 別途送料がかかります。	
TEL		FAX	